

厚生労働省告示第二百十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

各号列記以外の部分中「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に改める。
第一号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「ロからホまで」を「ロ及びハ」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額」を削り、同号中ロ及びハを削り、同号二

中「ホに掲げる者」を「八に掲げる者」に、「第二十七条の十一第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改め、「（同令第五十条の三第一項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。）」を削り、同二を同号ロとし、同号ホ中「ホ」を「八」に改め、同ホを同号八とする。

第二号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同号イ中「又は老人保健法第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準負担額」を削る。